

# 水道料金表

## ① 水道料金（税抜）

用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)
家庭用	10m <sup>3</sup>	2,060円	240円
営業用	10m <sup>3</sup>	2,890円	240円
団体用	15m <sup>3</sup>	3,860円	240円
工業用	50m <sup>3</sup>	12,550円	240円
浴場用	100m <sup>3</sup>	15,600円	240円
臨時用	10m <sup>3</sup>	2,890円	240円

## ② メーター使用料（税抜）

口径	1ヶ月当
13ミ	180円
20ミ	280円
25ミ	300円
30ミ	500円
40ミ	620円
50ミ	2,500円
75ミ	3,100円

下記の表は上記の表をまとめて、おおよその料金を算出してみたものです。

## ③ 水道料金表（税抜）

メーター使用料含む

用途	使用水量	使用料金	用途	使用水量	使用料金	用途	使用水量	使用料金
家庭用 13ミ	10m <sup>3</sup>	2,240円	営業用 13ミ	10m <sup>3</sup>	3,069円	団体用 13ミ	10m <sup>3</sup>	—
	15m <sup>3</sup>	3,440円		15m <sup>3</sup>	4,269円		15m <sup>3</sup>	4,040円
	20m <sup>3</sup>	4,640円		20m <sup>3</sup>	5,469円		20m <sup>3</sup>	5,240円
	50m <sup>3</sup>	11,840円		50m <sup>3</sup>	12,669円		50m <sup>3</sup>	12,440円
	100m <sup>3</sup>	23,840円		100m <sup>3</sup>	24,669円		100m <sup>3</sup>	24,440円

（団体用は、15m<sup>3</sup>が基本料金）

## ④ 水道料金は、上記の①水道料金《基本料金+（超過料金単価×超過水量）》と②メーター使用料にそれぞれ消費税を加算した合計額になります。

例：家庭用で口径13ミリ、1ヶ月18m<sup>3</sup>使用した場合

(1) 水道料金＝基本料金（10m<sup>3</sup>）＋超過料金（240円/m<sup>3</sup>×8m<sup>3</sup>）  
 2,060円 ＋ 1,920円 ＝ 3,980円（税抜）  
 消費税額（10%） 3,980×0.1＝398円（1円未満切捨て）  
 水道料金支払額 3,980円＋398円＝4,378円（税込）

(2) メーター使用料（13ミリ）  
 180円（税抜）  
 消費税額（10%） 180×0.1＝18円（1円未満切捨て）  
 メーター使用料支払額 180＋18＝198円（税込）

合計額は (1)+(2) 4,378円＋198円＝4,576円 となります。

## ⑤ 水道料金のお支払いについて

### ・口座振替

お客様の口座から水道料金を自動的に引き落とします。

振替日は毎月23日です。（振替日が休日の場合は、翌営業日となります）

口座振替ができる金融機関

新岩手農協（本所及び各支所）・岩手銀行（本店及び各支店）・みちのく銀行（本店及び各支店）

全国の郵便局

（お申し込みは、通帳と届出印をお持ちのうえ、各金融機関まで。）

### ・納付書

口座振替以外のお客様には、毎月15日前後に納付書を郵送します。

納付場所は、

軽米町役場税務会計課・新岩手農協（本所及び各支所）・岩手銀行（本店及び各支店）

みちのく銀行（本店及び各支店）・軽米町水道事業所

## ⑥ お願い

お客様が転入・転出・転居等なさるときは、お早目に開・閉栓の届け出をお願いします。

届け出での用紙は、軽米町水道事業所・軽米町役場各出張所に用意してあります。

又、インターネットで、軽米町のホームページの中にもございますので、ご利用下さい。

## ⑦ 水道事業所へのご意見・お問い合わせは下記まで

電話：0195-46-4742 FAX：0195-46-2335